

## 医療機関における「電波の安全利用規程（例）」について

### 1 趣旨

電波環境協議会では、総務省及び厚生労働省の支援を受け、医療機関における電波の安全な利用方法に関する検討を行い、平成 28 年 4 月、「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」を策定し、電波を利用する際に生じるトラブルや対応策の具体事例、電波を管理するための体制の整備の在り方を提言している。

また、同手引きについては、厚生労働省から全国の都道府県や関係機関へ通達（H28 医政総発 0408 第 2 号・薬生安発 0408 第 1 号）を発出するとともに、総務省から通信事業者への周知や全国での説明会の開催などを通じた周知活動が行われている。

本文書は、各医療機関で電波を適切に利用するための取組を実践するにあたり、利用可能な院内規程の具体例が必要になると考えられることから、院内規程を定める際に利用可能な例を示すものである。

### 2 基本的な考え方

本規程（例）の利用に際しては、各医療機関において、医療機器や電波利用機器の種類、場所、状況が異なり、またそれらに関わる人員や体制が異なることから、実情に応じて改変等の検討が必要である。そのため、実際の電波利用機器等の利用状況に応じた院内規程の整備を支援する観点から、①多種多様な電波利用機器等、②医用テレメータのみ、③無線 LAN のみ、④携帯電話のみに関するそれぞれの院内規程の例を作成した。これらを参考に、必要な内容を取捨選択して活用することが可能となっている。

また、各医療機関では、電波を利用する部門が複数となることが一般的であることから、複数の電波利用機器等を利用する場合には、それぞれの関係部門の担当者が集まり、情報の集約、管理を行う体制が構築されることが望ましい。そのため、本規程（例）では、各部門の担当者が参加する電波利用安全管理委員会と、その委員長を電波利用コーディネータ（手引きでは「電波管理責任者」として位置づけ）を院内に設置することを想定している。ただし、これらの設置の是非や形態についても、各医療機関の実情に応じて検討することが必要である。

### 3 規程における留意事項

- (1) 電波利用安全管理委員会の設置に際しては、本規程（例）で示されている構成員は、最低限の構成を示しており、院内で既に設置されている医療安全管理者や医療機器安全管理責任者等が参加するかどうかを各医療機関で検討することが必要である。
- (2) 電波利用コーディネータは、電波、医療機器、電子機器等に関する幅広い知識や経験を持つことが望ましい。電波環境協議会では、電波利用コーディネータ向けの e-Learning 等を他機関等と連携して提供することを検討している。
- (3) 電波環境測定を実施するためには、専門的な知識と機材等が必要になることから、専門機関の協力が必要となる。総務省では、平成 29 年度より電波環境測定を行うことを計画している医療機関等を支援する事業を、電波環境協議会と連携して開始している。